

田辺市周辺衛生施設組合議会定例会会議録

- 招集 平成 28 年 2 月 23 日（火）  
第 1 回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会が、田辺市周辺衛生施設組合し尿処理場清浄館、研修室において招集された。

- 開会 平成 28 年 2 月 23 日（火）午後 1 時 29 分

- 閉会 平成 28 年 2 月 23 日（火）午後 1 時 59 分

- 出席議員の氏名は次のとおりである。 （9名）

1 番 橋 智史 議 員	2 番 湯口 好章 議 員
3 番 尾花 功 議 員	4 番 安達 克典 議 員
5 番 佐井 昭子 議 員	6 番 吉田 克己 議 長
7 番 下村 勤 副議長	8 番 原田 覚 議 員
9 番 中本 光一 議 員	

- 説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

管理者	真砂 充敏
副管理者	小谷 芳正
会計管理者	福田 文
田辺市周辺衛生施設組合 事務局長	長嶺 義雄
田辺市周辺衛生施設組合 主査	藤井 彰信
田辺市廃棄物処理課 課長	鈴木 益男
みなべ町住民環境課 課長	西口 文治

- 職務のため議場に参加した者の氏名は次のとおりである。

田辺市周辺衛生施設組合 主査	栗山 裕子
----------------	-------

平成 28 年第 1 回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会

議 事 日 程

1. 開会日時 平成 28 年 2 月 23 日（火）午後 1 時 30 分
2. 開会場所 田辺市周辺衛生施設組合 し尿処理場 清浄館 研修室
3. 日 程

日程 第 1 会議録署名議員の指名

日程 第 2 会期の決定

日程 第 3 1 定議案第 1 号  
和歌山県と田辺市周辺衛生施設組合の行政不服審査法第 81 条第 1 項に規定する機関に関する事務の委託について

日程 第 4 1 定議案第 2 号  
平成 28 年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることについて

日程 第 5 1 定議案第 3 号  
平成 28 年度田辺市周辺衛生施設組合会計予算

議長 ちょっと時間が早いのですが、おそろいようですので、ただいまから開きます。定足数がありますので、ただいまから、本日招集の平成 28 年第 1 回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を開会いたします。日程に入るに先立ち、管理者から本定例会招集の挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。管理者、真砂充敏君。

管理者 議長、番外、管理者真砂。皆さん、こんにちは。

お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。今日は、平成 28 年第 1 回組合定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変御多用の中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今年に入り、寒波は周期的にやってきましたが、年末からの暖冬の影響で紀南地方には、春が少し早く訪れていまして、梅の花は可れんに咲き始め、1 月の下旬より各地の梅林は、にぎわいを見せているようでございます。

議員各位におかれましては、常日頃、当衛生施設組合の運営につきまして、各般にわたり、多大な御理解と、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。清浄館は、圏域約 9 万人の皆さんの生活に直結しており、処理は一日も欠かすことができなく、年中稼働しており停止することができない施設でございます。

この施設の、重要性をかみしめながら、環境保全等に充分配慮し、管理しておりますので、現在、良好なし尿処理ができております。

平成 7 年に稼働して以来、この施設を長期使用するために、毎年、計画的に定期修繕を行っております。

しかしながら、耐用年数を迎える設備機器の課題もございますので、延命化に向けて更に努力してまいりたいと考えております。今後とも、皆様方の一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の議案につきましては、県へ事務委託の議案が 1 件、平成 28 年度の組合会計予算並びに負担金の関連議案を提出いたしております。

どうかよろしく御審議の上、御賛同たまわりますようお願いを申し上げます。まことに簡単ではございますが、招集の御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。それでは、日程に入ります。日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。田辺市周辺衛生施設組合議会会議規則第 110 条の規定により、本定例会の会議録署名議員として、4 番安達克典君、5 番佐井昭子君、以上の 2 人の諸君を指名いたします。

続いて、日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日、1 日間としたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、1 日間と決定いたしました。

続いて日程第 3、1 定議案第 1 号「和歌山県と田辺市周辺衛生施設組合の行政不服審査法第 81 条第 1 項に規定する機関に関する事務の委託について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。事務局長、長嶺義雄君。

事務局長 はい、番外、それでは、1定議案第1号をご説明させていただきますので、おそれ入りますが、議案書の1ページをお願いいたします。

1定議案第1号「和歌山県と田辺市周辺衛生施設組合の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託について」であります。

地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法第81条第1項に、規定する機関の事務を委託したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。平成28年2月23日、田辺市周辺衛生施設組合、管理者、提出でございます。

提案理由といたしまして、この度、行政不服審査法の改正により、行政が行った処分に対しまして、不服があった場合に、これを公平に審査するため第三者機関を設置することになりますので、各自治体ごとに設置するのではなく、和歌山県においては、和歌山市を除く全ての市町村、全ての一部事務組合が、第三者機関の設置も含め、このことに関する事務を和歌山県に委託するという内容となっております。

なお、当組合では、行政処分を行う場合は、ごく限られており、事例等の発生は考えにくいのでありますが、行政不服審査法の改正により、この事務を和歌山県に委託して発生した場合のみ、その経費を負担することになります。御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長 事務局の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。それでは、お諮りいたします。1定議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、1定議案第1号「和歌山県と田辺市周辺衛生施設組合の行政不服審査法81年第1項に規定する機関に関する事務の委託について」は、原案のとおり可決しました。

続きまして、関連がございますので、日程第4、1定議案第2号、「平成28年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることについて」及び日程第5、1定議案第3号「平成28年度田辺市周辺衛生施設組合会計予算」の以上2件を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。管理者、真砂充敏君。

管理者 議長、番外、管理者真砂。平成28年度当初予算の概要と取り組み方針についてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。さて、今春、清浄館の操業開始から22年目を迎えます。施設の機能診断が完

了し、今後、長期に渡り使用していくための取り組みを行ってまいりたいと考えております。

それでは、平成 28 年度予算編成について、御説明申し上げたいと思います。

総務費は、前年度に比べて約 4 パーセントの減額となっております。

次に、衛生費のし尿処理費につきましては、前年度と比較しまして全体で約 2 パーセントの増額となっております。

主な要因は、施設の長寿命化に伴う委託料及び工事請負費の増額によるものでございます。

平成 28 年度の予算総額は、2 億 4,584 万 2 千円で、前年度と比較して約 1 パーセントの増額となっております。先に申し上げましたとおり、委託料及び工事請負費の増額によるものでございます。

今後も、清浄館におきましては、し尿等を安全、確実、安定的に処理し、地域住民の方々をはじめ、構成市町の皆様方にも安心していただけるように、ランニングコストの低減を念頭におきながら、運転管理をしまいいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。平成 28 年度の予算の説明とさせていただきます。

なお、引き続き予算の詳細につきましては、担当から説明をさせますので、御審議の上、御賛同たまわりますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長 引き続き、事務局の説明を求めます。事務局主査、藤井彰信君。

藤井主査 番外。それでは、議案第 2 号及び議案第 3 号を一括して、御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。水色の表紙、議案書の 3 ページをお願いいたします。

1 定議案第 2、平成 28 年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を次のとおり定めたいので、組合同約第 11 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。平成 28 年 2 月 23 日、管理者、提出でございます。

各市町の負担金合計額を申し上げます。

田辺市 1 億 7,715 万 6,070 円、みなべ町 4,397 万 4,975 円、負担金合計、2 億 2,113 万 1,045 円でございます。

次の、4 ページをお願いいたします。1 定議案第 3 号、平成 28 年度田辺市周辺衛生施設組合会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 4,584 万 2 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。平成 28 年 2 月 23 日、管理者提出でございます。

おそれ入りますが、6 ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書で、予算の総括を御説明させていただきます。まず、上段の歳入でございます。関係市町の負担金といたしまして、2 億 2,113 万 1 千円、繰越金 2,471 万円、諸収入 1 千円、歳入合計 2 億 4,584 万 2 千円でございます。

次に、下段の歳出でございます。議会費 18 万 7 千円、総務費 2,323 万 9 千円、衛生費 2 億 2,141 万 6 千円、予備費 100 万円歳出合計、2 億 4,584 万 2 千円でございます。前年度予算額、2 億 4,244 万 1 千円と比較いたしまして、340 万 1 千円の増額でございます。

歳出の内容からご説明申し上げますので、おそれ入りますが、9 ページをお願い

いたします。

まず、議会費ですが、議会運営に係る経費でございます。本年度予算額 18 万 7 千円、前年度予算額と同額でございます。

次に、9 ページの中段から 11 ページ中段にかけて、総務費、総務管理費、一般管理費でございます。

本年度予算額、2,323 万 9 千円ございまして、前年度予算額、2,414 万 7 千円と比較いたしまして、90 万 8 千円の減額でございます。予算の明細をご説明申し上げます。

報酬は 4 万 8 千円、給料 812 万 5 千円と職員手当等 467 万円は、事務職員 2 名分の人件費等でございます。

10 ページに移ります。共済費 293 万 2 千円につきましては、事務職員等の共済組合負担金ほかでございます。

賃金の 363 万 2 千円につきましては、嘱託職員 1 名分と作業員賃金でございます。作業員賃金 50 万円は、公園遊歩道及び残地山林の維持管理作業等に要する賃金でございます。

清浄館の維持管理に当たりましては、隣接する公園を整備するなど、住民の皆さんの憩いの場となるよう常に、施設内外をいつもきれいに心掛けてまいりたいと考えております。

需用費の 112 万 3 千円につきましては、施設管理上、必要な諸費用でございます。

役務費 52 万 9 千円は、通信費及び各種保険料と一般廃棄物処分手数料ほかでございます。

委託料の 136 万 3 千円につきましては、警備保障管理委託料、消防用設備等点検委託料ほかで、施設の維持管理上、必要な各種業務委託料でございます。

11 ページに移りまして、使用料及び賃借料、21 万 9 千円につきましては、会計システムに必要な端末機等の借料及びコピー機の借料ほかでございます。

原材料費は、25 万円で公園維持管理等に必要な資材購入費用でございます。

負担金補助及び交付金として 8 千円、その明細は説明欄に記載のとおりでございます。総務費は、以上になります。

次に、し尿処理費の御説明を申し上げます。おそれ入りますが、引き続き 11 ページ下段をお願いいたします。し尿処理費合計で、本年度予算額 2 億 2,141 万 6 千円で、前年度予算額 2 億 1,710 万 7 千円と比較いたしまして、430 万 9 千円の増額でございます。

し尿処理費の内訳を御説明いたします。需用費全体で、1 億 4,980 万円でございます。

消耗品費は、水質検査、試薬等も含めた施設運転管理上、必要な消耗品費でございます。補充交換のための生物処理膜 150 枚分の購入費を含めた合計は、600 万円でございます。

光熱水費 3,660 万円は、電気代、水道代でございます。

薬剤費 1,800 万円は、し尿処理に必要な薬品類の購入費用でございます。現在安定した水質管理ができております。

施設修繕料でございますが、突発的な修繕と処理機器定期修繕等に分かれています。突発的な修繕については、本年度 270 万円、処理機器定期修繕が 7,030 万円で、機器類の定期的な修繕を考えておりまして、合わせますと 7,300 万円と

なります。

主な修繕箇所は、前処理設備におけるドラムスクリーン、スクリーンプレスの整備を考えております。

12 ページに移りまして、施設燃料費 1,600 万円は、し尿等に含まれるごみ類、前脱水汚泥及び余剰汚泥の焼却に必要なA重油購入費でございます。

次に、役務費 170 万 7 千円でございます。車両保険料、2 万 7 千円はフォークリフトの保険料でございます。

水質検査手数料、18 万円は、放流河川の 3 カ所を年 2 回、施設の機能検査を年 3 回行うための手数料でございます。

ダイオキシン類濃度等測定分析手数料は、70 万円でございます。検査は、焼却炉排ガス、焼却灰、放流水等のダイオキシン類濃度 7 検体と排ガス中の有害成分の測定を行います。

焼却灰等処分手数料 80 万円は、焼却した灰を田辺市一般廃棄物最終処分場へ埋立処分をおこなうための処分手数料でございます。

次に、委託料 6,580 万 9 千円は、し尿処理に係る各種業務委託料でございます。内訳を御説明申し上げます。

自動ドア保守点検委託料 89 万 7 千円は、し尿等の受入段階での臭いを外に漏らさないための、8 枚の自動ドアの保守点検費用であります。この業務は、四半期に 1 回実施いたしております。

貯留槽等清掃業務委託料 650 万円は、搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の中には砂、砂利等が多く混入されております。この砂、砂利等を、受入工程で十分除去しないと次の工程の設備機器等を磨耗させる原因となりますので、4 カ月に 1 回の頻度で対象水槽の清掃を行っております。

計装機器保守点検業務委託料 90 万円につきましては、各水槽の液面計、流量計 PH 計等の計装機器の保守点検に要する費用でございます。

次に、施設運転管理業務委託料 4,762 万 8 千円は、し尿処理施設における日々の水処理を安全、確実、安定を念頭に置き、清浄館の定めた排水基準値内に収まるよう運転管理を委託している費用でございます。

清浄館に搬入される汚泥の性状には、ばらつきがあり、微生物等の活性が著しく低下することがございますが、放流水に影響を及ぼすことがないよう取り組んでいます。

貯留槽内汚泥除去業務委託料 32 万 4 千円は、貯留槽等清掃業務実施前に対象水槽の沈砂汚泥を一箇所の水槽へ集約し、沈殿作用を利用して、持ち出し汚泥を最小限に留めるための費用でございます。

次に、焼却灰等運搬処理業務委託料 100 万円は、し尿等に含まれるごみ類、前脱水汚泥及び余剰汚泥を焼却した灰を田辺市一般廃棄物最終処分場へ運搬する費用でございます。

脱臭用活性炭取替業務委託料 400 万円は、施設内の脱臭に使用する活性炭と取替を含んだ費用でございます。

長寿命化計画策定業務委託料 450 万円は、清浄館の施設保全計画及び延命化計画を策定するものでございます。

次に、工事請負費 410 万円は、施設解体撤去工事費で、文里港湾にありますドルフィンタラップが、海洋投棄禁止以後、不要となったため撤去するものでございます。

続きまして、予備費は100万円でございます。

引き続き歳入の御説明を申し上げますので、おそれ入りますが、7ページにお戻りください。まず、関係市町の負担金でございます。負担金合計で、2億2,113万1千円でございます。

負担金の内訳を御説明申し上げます。組合運営費負担金の2,084万2千円は、歳出の議会費、一般管理費及び予備費に充当するものでございまして、均等割30パーセント、人口割70パーセントで関係市町の御負担をお願いするものでございます。

し尿処理費負担金2億28万9千円は歳出のし尿処理費に充当するものでございまして、平成26年度のし尿等収集搬入比率、いわゆる利用割合で、関係市町の御負担をお願いするものでございます。

関係市町の負担金の額は、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。その算出基礎につきましては、後ほど参考資料により御説明を申し上げます。

下段に移ります。繰越金は2,471万円でございます。諸収入の雑入について、1千円を予定いたしております。

続きまして、負担金の算出明細を御説明申し上げますので、おそれ入りますが白色の表紙、参考資料の1ページをお願いいたします。先ほど御説明申し上げました関係市町の負担金算出明細表でございます。

まず、組合運営費負担金について、歳出予算の議会費、一般管理費及び予備費に充当するものでございまして、下の欄にお示しいたしております。

経費見込額合計2,442万6千円は、歳出予算の議会費、一般管理費、予備費の合計額でございます。この額の30パーセントを均等割で、残りの70パーセントを人口割で御負担をお願いするものでございます。

この経費見込額から精算調整額358万4,230円を差し引きした金額2,084万1,770円が組合運営費負担金の額となります。③の精算調整額につきましては、2ページに明細を記載しております。

次に、1ページ右側のし尿処理費負担金ですが、これは歳出予算のし尿処理費2億2,141万6千円に、充当させていただくものでございます。平成26年度のし尿等収集搬入比率、いわゆる利用割合をもって関係市町の御負担をお願いしているものでございます。

し尿処理費から精算調整額2,112万6,725円を差し引きした金額2億28万9,275円がし尿処理費負担金の額となります。⑤の精算調整額につきましては、2ページに明細を記載しております。

1ページの右端に組合運営費負担金と、し尿処理費負担金の合計額を記載させていただいております。

それでは、水色の表紙、議案書の3ページの方にお戻りください。ただいま御説明申し上げました予算説明に基づきまして、議案第2号「平成28年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることについて」ということで、市町の負担額をお願いしております。

なお、議案第3号の平成28年度組合会計予算の中で、御説明は割愛させていただきますが、議案書の14ページから18ページにかけまして、給与費の明細を記載させていただいておりますので、何とぞよろしく御説明申し上げます。

以上で、議案第2号「平成28年度田辺市周辺衛生施設組合経費の関係市町の負担金の額を定めることについて」及び議案第3号「平成28年度田辺市周辺衛

生施設組合会計予算」の御説明とさせていただきます。御審議のほど、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しました。質疑に入ります。一括して質疑はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論は一括して行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これより、ただいま議題となっております2件について、順次、採決に入ります。それでは、1定議案第2号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、1定議案第2号「平成28年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることについて」は原案のとおり可決をいたしました。

続きまして、1定議案第3号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、1定議案第3号「平成28年度田辺市周辺衛生施設組合会計予算」は原案のとおり可決をいたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議をされました議案はすべて議了いたしました。他に発言、その他ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 特にないようですので、それではこれもちまして、本日招集の平成28年第1回田辺市周辺衛生施設組合定例会を閉会をいたします。

(閉会 午後1時59分)

